

令和 8 年度 国の施策 及び予算に関する要望書

令和 7 年 8 月

特 別 区 長 会

令和 7 年 8 月

殿

特別区長会会長

吉 住 健 一

令和 8 年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって喫緊の課題である、福祉、都市基盤、環境等の施策を着実に遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における令和 8 年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

	頁
1 地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化・・・	1
2 行政のデジタル化の推進・・・・・・・・・・	5
3 外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備・・・・・・・・	6
4 子育て支援策の充実・・・・・・・・・・	7
5 児童相談所設置の促進・・・・・・・・・・	9
6 ホームレス自立支援策の充実・・・・・・・・	10
7 障害者施策の充実・・・・・・・・・・	11
8 介護保険制度の充実・・・・・・・・・・	13
9 医療保険制度の充実・・・・・・・・・・	14
10 予防接種の充実・・・・・・・・・・	16
11 受動喫煙対策の強化・・・・・・・・・・	17
12 保護司の活動支援・・・・・・・・・・	18
13 交通システムの整備促進・・・・・・・・	19
14 都市計画道路等の整備促進・・・・・・・・	21
15 都市インフラの改善・・・・・・・・・・	22
16 都市緑地の保全の推進・・・・・・・・	24
17 災害対策の充実・・・・・・・・・・	25
18 廃棄物処理対策の強化・・・・・・・・	27
19 学校教育の推進・・・・・・・・・・	28

1 地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化

「地方分権改革」は、地方分権一括法や国と地方の協議の場に関する法律の成立により、一部の事務で権限移譲が行われるなど、その理念を具体化しつつある。しかし、真の分権型社会を実現するためには、改革の歩みを止めることなく、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、必要な財源を国が責任を持って保障することが重要である。

このため、次の方策を講じること。

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の確実な実現

真の「地方分権改革」を早期に実現するため、基礎自治体が実質的に地域の総合的な行政主体として役割を果たせるよう、事務移譲や義務付け等の関与の見直しを行うこと。

用途地域等の都市計画決定権限をはじめ、特別区を権限移譲の対象外とすることなく、今後、一定の規模・能力を有する基礎自治体を対象に権限移譲を行う場合には、特別区も対象に加えること。

(2) 地方税財源の充実強化

① 地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税制度で行われるべきものであり、地方税の原則を歪め、地方分権に逆行する法人住民税の一部国税化を早期に見直し、自治体間に不要な対立を生む新たな税源偏在是正措置を行わないこと。

また、法人実効税率の引下げ等、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合、国の責任において、確実な代替財源を

確保すること。

- ② 自治体が担う事務と責任に見合った税源配分とし、税源移譲により国と地方が公平な税源配分となるよう、適切かつ確実な財政措置を講じること。
- ③ 地方税財源の充実確保に向けて、偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税等の税源を移譲するなど、地方税中心の税体系に向け抜本的な再構築を図ること。
- ④ 国から地方への税源移譲にあたっては、地方交付税の不交付団体が抱える財政需要に十分配慮すること。
- ⑤ 国庫補助負担金制度については、国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものについては地方に負担転嫁せず、地方に超過負担が生じないようにすること。

(3) 国の施策変更に伴う地方への十分な配慮

社会保障と税の一体改革等、地方に関わる国の施策の変更等に伴い地方における費用負担が急激に増加する事務については、地方の意見を聞き、意見を十分尊重するとともに、実質的な地方負担増が生じないよう、国において十分な財政措置を講じること。

(4) ふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直し

現在のふるさと納税制度は、自らが居住する自治体の行政サービスを提供するために必要な住民税を実質的に移転させるもので、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊するものである。

また、寄附の対価ではない別途の行為であるはずの返礼品が、

寄附を集める主な手段となっており、返礼品やポータルサイトに依存する歪んだ制度となっているほか、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、高所得者ほど多額の寄附金控除を受けられるなど、公平性の観点から問題がある。

その上、ポータルサイトなどの経費負担により、寄附金の5割程度が実質的に減少する仕組みは、本来、住民のために使われるべき税金の在り方としても問題がある。

さらに、減収額については地方交付税により一部補填されているが、このことは、地方交付税の財源を圧迫し、実質的に将来世代へ負担を先送りにしており、非常に大きな問題である。

加えて、ワンストップ特例制度により「手続きの簡素化」という名目で一方的に所得税控除分を自治体に肩代わりさせているなど、制度を巡る様々な問題は未だに解消されていない。

このため、制度の廃止を含めた抜本的な見直しと、当面の緊急対応として、次の事項について直ちに見直すことを強く求める。

① 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「2割」から以前の「1割」に戻すとともに、控除額に上限を設けること。

また、寄附金控除の対象額から返礼品相当分を除外し、他の寄附金税制との整合性を図ること。

② ふるさと納税による減収額については、地方交付税の不交付団体に対し、地方特例交付金等で補填することにより、交付団体と不交付団体の格差を調整すること。

③ ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入することにより、寄附受入額による自治体間の格差を調整すること。

④ ワンストップ特例制度は、既にマイナポータル連携による

確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、自治体が負担している所得税控除分を、国が地方特例交付金等で補填すること。

- ⑤ 募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「１００分の５０」から縮小を図ること。

特に返礼品経費の上限については、「１００分の３０」から更なる縮小を図ることで返礼品の規制を強化すること。

(５) 地方消費税清算基準の制度本来の趣旨に即した見直し

地方消費税交付金清算基準の見直しにより、特別区全体で令和７年度は約３３７億円の減収が見込まれている。税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨に沿った内容とすること。

(６) 法人住民税及び法人事業税交付金の減収補填債の発行に向けた制度改正

特別区では、年度途中に大幅な減収が生じた際、法人住民税及び法人事業税交付金に係る減収補填債が発行できないため、一般の市町村と同様、法的根拠を明確にしたうえで、発行可能となるよう制度改正すること。

(７) 区立小中学校教職員の人事権の移譲

各区がそれぞれの教育方針に基づき、長期的視点に立った学校教育を責任を持って推進できるよう、区立小中学校教職員の人事権を、都から特別区へ移譲すること。

これに併せて、給与負担に係る財源の移譲を行うこと。

2 行政のデジタル化の推進

デジタル・トランスフォーメーション（D X）の推進による住民の利便性向上や効率的な行政運営のため、行政のデジタル化について次の方策を講じること。

（１）情報システムの標準化に係る財政措置

情報システムの標準化に係る経費については、移行に伴うシステム運用経費の増加分及びガバメントクラウド利用料・回線使用料について、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

また、「デジタル基盤改革支援補助金」の上限額を撤廃すること。

（２）マイナンバーカード及び電子証明書の更新等諸手続の簡素化

行政サービスの向上に寄与するオンライン手続の整備、セキュリティ対策のための環境整備について、十分な財政措置を行うこと。

特にマイナンバーカードの電子証明書の更新については、地方の負担が過大となることから、オンラインによる手続ができるよう、早期に対応すること。

（３）戸籍における氏名の振り仮名記載事項化に対する財政措置

戸籍における氏名の振り仮名記載事項化に係る戸籍法の改正に伴い、戸籍システムの改修や人員の確保が必要となるため、システムの安定稼働に向け責任を持って対応するとともに、事業詳細を早急に示し、それに係る費用を全額国庫負担とすること。

3 外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備

出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、在留資格が新設されたため、外国人労働者が増加傾向にある。

また、現在、外国人留学生の増加も著しく、住民税等の収納に深刻な影響を与えていることから、在留資格の変更・期間の更新及び出国時の審査において、税及び保険料の納付について完納を要件とすること。

4 子育て支援策の充実

都市部においては、女性の社会進出や様々な雇用形態に対応するための長時間保育や病児・病後児保育、学童保育等の多様な保育サービスの需要が増大化しており、待機児童の解消を含む保育サービスの十分な供給は、依然として困難な状況にある。

こうしたなか、地価や賃料の高い特別区では、保育所や学童クラブ等の施設の整備に係る財政負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態にある。

地域の実情に合った子育て支援策をより一層充実させる必要があるため、次の方策を講じること。

(1) 保育環境の充実に向けた支援の拡充

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付交付金」による処遇改善等加算や配置改善加算等を継続すること。

また、物価・賃金の上昇下においても、安心・安全で質の高い教育・保育サービスの提供を継続できるよう、公定価格の適切な単価の引上げ等を行うこと。

- ② 保育所における保育の質の向上や安全性の確保、保育所機能や専門性を地域の子育て支援の活用に資する人材の安定的確保・定着のために、「保育対策総合支援事業費補助金」を活用した「保育士宿舎借り上げ支援事業」を継続し、施設の所在地に住む場合は補助を加算するなど、制度の充実を図ること。

また、幼稚園職員も補助対象に加えること。

- ③ 「こども誰でも通園制度」の実施が、保育士不足の深刻化を招かないよう、国の責任において、保育士の処遇改善、保育士

確保等の支援措置を行うこと。

(2) 学童クラブ等への整備の促進及び財政支援

学童クラブの需要増を踏まえ、学童クラブ事業への参入促進及び継続的な運営支援のため、施設整備費及び運営費の助成を大幅に拡充すること。

また、放課後子ども教室についても、学童クラブ運営における補助と同等の実現実行性の確保に向けて、必要とされる単価の増額や処遇改善を行うこと。

(3) 医療的ケア児保育支援事業への補助の拡充

保育園等において医療的ケア児を受け入れるにあたり、特に、医療的ケアを実施する看護師等の確保が困難である状況を踏まえ、看護師等の配置に係る経費の補助について大幅な見直しを行うとともに、安全な保育の確保と負担軽減のため、施設に対する補助の充実や支援策の拡充を行うこと。

5 児童相談所設置の促進

平成28年6月に公布された、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、特別区も、政令による指定を受けて児童相談所の設置が可能となり、令和7年4月時点で10区が児童相談所を開設したところである。

今後も、準備が整った特別区から順次、児童相談所の開設を予定していることから、国は、特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行えるよう、次の方策を講じること。

(1) 児童相談所設置・運営に係る財政措置

特別区が迅速に児童相談所を設置し、円滑に運営していくためには、国による財政支援の充実・強化が必要不可欠である。

その多くが地方交付税措置とされている、児童相談所の整備・運営費等について、国庫補助の対象とすること。

(2) 児童福祉司や児童心理司等の確保・育成に係る支援及び財政措置

多種多様な相談対応や、措置等の権限行使を含む相談援助活動の実施など、児童虐待に係る対応は高度に専門的対応が求められるため、職員の確保・育成は重要な課題である。

このため、児童福祉司等の処遇改善に係る経費や、法定の人員配置基準を超えた児童福祉司及び児童心理司の配置に係る経費を国庫補助の対象にするなど、国として、十分な職員体制を確保するための必要な支援を行うこと。

6 ホームレス自立支援策の充実

都市部でのホームレス対策は地方公共団体の取組だけでは抜本的な解決は困難であり、かつ生活保護制度等の他の施策への影響が極めて大きいことから、国はその対策を積極的に講じるべきである。

そこで、国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び生活困窮者自立支援法の趣旨に基づく施策の実現を目指し、明確な責任の下に総合的な対策を進めるため、次の方策を講じること。

(1) ホームレスへの雇用創出、就労支援

安定的な就労機会を確保することで生活再建が図れるよう、雇用の創出や雇用状況の改善に取り組むこと。

また、生活・雇用に関するセーフティネットが重層的に機能するよう、住居・生活に困窮する離職者等に対する的確な雇用支援を行うこと。

(2) 広域的な施設整備等を含むホームレス対策事業への財政措置

生活困窮者自立支援法の中で「自立相談支援事業」及び「一時生活支援事業」として位置付けられている、都と特別区が共同で行うホームレス対策事業に係る費用（事務費及び人件費）については、広域的な施設整備等を含め、国の責任において全額国庫負担とすること。

7 障害者施策の充実

障害者施策の充実のため、地域の実情に応じた財政措置等が行われるよう、次の方策を講じること。

(1) 障害福祉サービス事業（自立支援給付や地域生活支援事業等）の充実と地域の実情に即した財政支援の拡充

障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」等の障害者支援に対する国の財源を確保し、基準額を上回る場合や包括補助のため生じている特別区の超過負担が増加しないよう、特別区の事業執行額に見合った負担や補助等を行うこと。

(2) 福祉基盤整備に対する財政支援の拡充

重度障害者向けグループホーム等の用地取得費について、都市部の実情を十分踏まえ、補助対象とすること。

また、施設整備（新規及び拡張整備）については「社会福祉施設整備費補助金」等の財源確保及び基準額の拡大を行うこと。

加えて、国有地を活用した施設整備を行う際は、介護施設と同様に賃料を10年間5割減額される措置を講じること。

(3) 福祉人材の確保、育成及び処遇改善のための財源の確保

障害福祉サービス事業所等が安定的に事業を運営し、利用者ニーズに即したサービスを提供できるよう、報酬を引上げること。

また、障害福祉サービス等職員の処遇改善に資する、基本報酬の引上げをすること。

障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の推進を図るた

め、相談支援専門員が専従職員としてサービス等利用計画の作成業務に従事できるよう、報酬額を増額するなど、福祉人材の処遇に係る財源を確保すること。

(4) トワイライト事業等の制度見直し及び支援の拡充

- ① 放課後等デイサービスが、障害児の家族が働き続けるための夕方支援に積極的に取り組み、学童クラブと同様の機能を果たせるよう、各種加算の増額等サービス報酬を見直すなど制度の拡充を行うこと。
- ② 高校卒業後の障害者の家族が、仕事と介護を両立していけるよう、既存の障害福祉サービス事業所等が、障害者を対象とした夕方の居場所事業を実施可能とする制度を構築すること。その際、事業所家賃や利用者数に応じた職員配置、強度行動障害や医療的ケアを含む重度障害への対応なども考慮すること。

8 介護保険制度の充実

急速な高齢化の進行に伴い、要介護認定者数は毎年増加し、介護サービスの提供は増加の一途をたどっている。

また、介護保険制度の円滑な運営の要となる人材確保と定着について、現在の支援策では抜本的な解決とはなり得ていない。

このため、地域特性に応じた質の高い、安定したサービスを提供できるよう、必要な人材の確保に向けた取組を拡充するとともに、実態に即した評価やキャリア形成に応じた報酬を担保するなど、人材の確保・定着及び育成のための継続的な施策を実施すること。

9 医療保険制度の充実

国民健康保険制度は、高齢者の加入が多いことなどから、一人当たりの医療費が高い一方、社会保険の適用拡大の影響により、収入のある被保険者層が減少し、被保険者全体の所得水準が低い状況に拍車がかかっている。低所得者が多いために保険料の負担能力が低い構造の中で、更なる高齢化の進展に伴う医療費の増等により、年々、一人当たり保険料が上昇し、保険者及び被保険者の負担が増していくという課題を抱えており、その運営は大変厳しい状況である。

さらに、特別区においては、転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、保険者の努力だけでは解決し得ない大都市特有の事情による様々な課題も抱えている。

このため、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、次の方策を講じること。

(1) 保険者への更なる財政支援と被保険者の保険料負担軽減策の拡充

定率国庫負担割合の増加や、調整交付金の財政調整分の別枠化、介護納付金に係る支援措置の実施等、国庫負担を充実させ、国保財政基盤を強化拡充すること。

また、低所得者層に対する、より一層の保険料負担軽減を図り、住民サービスが低下することなく、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国の責任において更なる財政支援を講じること。

（２）子育て世帯への支援

令和４年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入され、未就学児の保険料が５割軽減されることとなったが、依然として大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、軽減対象を現行の未就学児までという制限を撤廃するとともに、公費による軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること。

（３）国民健康保険制度の抜本的な見直し

国民皆保険制度を持続可能なものにしていくために、財政支援だけでなく、構造的課題の解決に向けて、医療保険制度の一本化等、国の責任において抜本的な制度の見直しを行うこと。

10 予防接種の充実

予防接種は、国民の生命と健康を守る重要な事業であり、特に次世代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支えるには、予防接種を継続的・安定的に実施することが必要である。

このため、自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法で定める定期予防接種に係る必要な経費を、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

1 1 受動喫煙対策の強化

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行による屋内や敷地内の規制強化に伴い、屋外での受動喫煙が増加しており、区民より屋外での喫煙に関する苦情や通報が絶えないことから、屋内外ともにバランスのとれた総合的な受動喫煙対策を行うことが重要である。

このため、受動喫煙防止対策を講じた喫煙所の整備や維持管理に対する補助制度を拡充するとともに、国有地の提供や、道路法に基づく規制の緩和等を行うこと。

12 保護司の活動支援

近年、青少年に関する社会問題が増加しており、保護司の重要性は高まっているが、その活動は無報酬であり、実費弁償として活動費のみが支給されている。活動に伴う負担が大きく、担い手確保が難しくなっていることから、職務の在り方、待遇、活動環境、安全確保等、保護司制度の抜本的な改善を行うこと。

1 3 交通システムの整備促進

- (1) 交通政策審議会答申に位置付けられた路線（東京 8 号線・1 1 号線・1 2 号線・都心部 臨海地域地下鉄・新空港線・区部周辺部環状公共交通）の早期実現

特別区における交通システムの整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与し、人口増加やまちづくりの進捗に伴う交通需要の増加へ対応していく上でも、極めて重要な課題である。

このため、交通政策審議会が平成 2 8 年度に答申した、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトと位置付けられた以下の路線について、早期の実現に向けた方策を講じること。

加えて、鉄道が社会的な便益を安定的・継続的にもたらすことを踏まえ、収益採算性の判断基準の長期化など鉄道事業者への支援や、鉄道整備及び沿線まちづくりに対する財政支援を拡充すること。

- ① 東京 8 号線（有楽町線）の延伸（豊洲～住吉）
- ② 東京 8 号線の延伸（押上～野田市）
- ③ 東京 1 1 号線の延伸（押上～四ツ木～松戸）
- ④ 東京 1 2 号線（大江戸線）の延伸（光が丘～大泉学園町～東所沢）
- ⑤ 新空港線の新設（矢口渡～蒲田～京急蒲田～大鳥居）
- ⑥ 都心部・臨海地域地下鉄構想の新設（臨海部～銀座～東京）
- ⑦ 区部周辺部環状公共交通の新設（葛西臨海公園～赤羽～田園調布）

(2) ご当地ナンバーの導入に伴う地方版図柄入りナンバープレートの台数要件の緩和

特別区において、ご当地ナンバーの導入に伴う地方版図柄入りナンバープレートの導入は、地域の風景や観光資源を図柄とすることにより、各区の魅力を全国に発信し、地域振興、観光振興につながる非常に重要な施策である。

令和7年8月現在、23区中6区がご当地ナンバーの導入に伴う地方版図柄入りナンバープレートを導入している。

なお、現在、区市町村における地方版図柄入りプレートの導入台数要件は登録自動車数が10万台以上となっており、台数要件に満たないがゆえに導入検討ができない区も存在している。

そのため、希望する全ての区がご当地ナンバーの導入に伴う地方版図柄入りナンバープレートを導入できるよう、台数要件を緩和すること。

地方版図柄入りナンバープレート導入区

江東区、世田谷区、杉並区、板橋区、葛飾区、江戸川区

1 4 都市計画道路等の整備促進

特別区では、主要な幹線道路網の未整備区間が散在しており、首都東京の都市計画道路ネットワークが十分機能していない状況にある。これらは、事故の危険性や道路交通円滑化の大きな妨げとなっている。

このため、首都東京の地域特性を考慮し、緊急輸送路としての機能を確保するためにも、都市の基幹的施設である都市計画道路の整備が計画的かつ確実に促進されるよう、次の方策を講じること。

(1) 都市計画道路の整備促進

都市計画道路の整備を促進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、特別区の防災機能向上等、都市再生の観点からも早期に整備するために必要な財政措置を講じること。

(2) 連続立体交差事業の整備促進

「開かずの踏切」を早期に解消するため、都内に残存する踏切は、道路交通円滑化や、鉄道で分断された地域の再生等の妨げとなるため、その解消に効果的である連続立体交差事業の整備促進に向け必要な財政措置を講じること。

15 都市インフラの改善

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくりを推進するためには、都市インフラの改善を図る必要がある。

このため、次の方策を講じること。

(1) 国道の立体整備の推進

将来を見据えた交通安全・渋滞緩和のため、国道の立体整備を早期に推進すること。

(2) 羽田空港の機能強化に係る対応

騒音対策や落下物対策等の安全管理体制を強化するとともに、自治体や住民に対する情報提供体制を充実し、適切な情報提供を徹底すること。

また、新飛行経路の固定化回避を早急に実現すること。

さらに、新飛行経路下の住民に対し、防音対策を講じる際の支援を行うこと。

(3) 社会資本整備総合交付金の拡充

市街地再開発事業等による安全で安心なまちづくりを進めるため、「社会資本整備総合交付金」の十分な財政措置を図ること。

(4) 市街地再開発事業に対する補助金の増額及び税制改正

市街地再開発事業が遅滞なく実施できるよう、施行者に対する直接補助金を安定的に交付するとともに、増額を図ること。

また、転出者に対しての特別控除額5,000万円の引上げ及び代替資産取得の特例の併用を認めること。

加えて、権利床の相続税に係る資産評価についての特例を認めること。

(5) 電線類の地中化の促進

災害に強く安全な都市基盤整備及び都市景観の向上を図るため、自治体への財政面での支援拡充及び新工法の開発など都市部の道路条件に沿った技術支援を行うこと。

また、公共インフラの埋設企業への移設補償では、施工後の精算額に基づき補助金交付ができる仕組みを講じること。

さらに、宅地所有者が行う電線共同溝の地上機器移設費用の一部負担を行うこと。

(6) 都市公園の整備促進

計画的に施設利用者の安全・安心を確保するため、社会資本整備総合交付金の「公園施設長寿命化対策支援事業」における交付対象事業の面積要件及び総事業費要件を緩和し、全ての都市公園を交付対象とすること。

(7) 公共インフラの老朽化対策推進

- ① 先端技術の導入等技術面での支援、維持管理基準の設定等制度面での支援と併せ、財政支援の拡充を図ること。
- ② 国の示す「路面下空洞調査要領」を超える頻度で路面下空洞調査を行った際の調査費に対し、「社会資本整備総合交付金」を柔軟に交付できるよう基準を見直すこと。
- ③ 路面下空洞調査により発見された原因不明の空洞を道路管理者が復旧する場合は、その復旧経費についても「社会資本整備総合交付金」の対象に加えること。

16 都市緑地の保全の推進

都市において貴重な緑地である、生産緑地や屋敷林等の保全を図るため、次の方策を講じること。

自治体の財政負担を増やさずに、都市部におけるみどりの保全を推進するために、市民緑地を公有化せずとも民有のまま継続して開設できるよう、相続税の扱いについて評価減の割合を増やす、ないしは、都市農地に係る相続税の納税猶予制度と同様の制度を創設すること。

また、やむを得ず区が取得する際には、買取りに対する十分な財政支援を行うこと。

17 災害対策の充実

切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震、近年の異常気象による水害等への対策の一層の充実を図るため、次の方策を講じること。

(1) 帰宅困難者対策等の推進

帰宅困難者対策について、首都直下地震発生時だけではなく、台風などの風水害を含めた全ての自然災害に対し、各自治体、民間等が広域的な連携を図れるよう、国が主導すること。

また、帰宅困難者用一時滞在施設における備蓄品整備に関し、自治体及び自治体関連施設向け補助制度の創設や、備蓄倉庫のための国有地の利活用を行うこと。

さらに、民間一時滞在施設確保への課題となっている瑕疵担保責任に対する解消策として、補償制度の創設を図ること。

(2) 防災対策の推進

区市町村での災害時通信確保の観点から、区市町村が自ら契約するモバイル衛星通信機器の導入及び維持管理に係る財政措置を講じること。

また、在宅避難者等への支援として、備蓄物資の購入・管理や、状況把握に係るデジタル技術活用のための財政措置を講じること。

特に、高層住宅においては、ライフライン確保のためのエレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階での備蓄倉庫やエレベーター用防災キャビネットの設置義務化、備蓄品購入費や家

具等の転倒・落下防止対策促進等、防災対策の推進に必要な法改正や財政措置を講ずること。

(3) 大規模水害等への対策の強化

豪雨・洪水・高潮・津波から都市機能の保全を図るため、河川管理者が主体的に取り組み、住民負担の軽減や地域の合意形成の円滑化につながる方策を拡大するなど、「高規格堤防整備事業」に基づく治水対策をより一層推進すること。

また、一部高さの低い堤防のかさ上げ及びその整備に必要な橋梁架替事業について、河川管理者と鉄道事業者の協力の下、早急に対応すること。

さらに、地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、国が主体となって、関係機関との連携・調整を行うなど、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。

とりわけ、広域避難先の確保、広域避難開始の判断、鉄道事業者等の協力確保、河川管理者による堤防復旧や排水機能の拡充等に関する支援等を行うこと。

(4) 災害廃棄物処理に係る仮置場の確保

地震等、大規模災害発災時に迅速に災害廃棄物の処理が進められるよう、国が広域処理を主導すること。

また、広域的な処理・運営を想定している二次仮置場の確保は困難を伴うため、国で所有又は管理する緑地等を災害廃棄物仮置き場として利用できる制度等を構築すること。

18 廃棄物処理対策の強化

資源循環型社会の構築に向け、廃棄物・リサイクル対策について、次の対策を講じること。

(1) 拡大生産者責任の原則に基づく事業者責任の明確化

自治体にとって製品プラスチック等の分別収集・選別保管等に係る費用が過大な負担となっていることから、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が応分の中間処理経費を負担する制度の構築等、事業者の費用負担を明確化すること。

(2) プラスチック資源循環に係る自治体への支援

容器包装プラスチックと製品プラスチックとの一括回収等に伴い発生する更なる自治体の負担について、リサイクルルート
の基盤整備、民間処理事業者・処理施設等の環境整備を行うとともに、国費による必要かつ十分な財政措置を講じること。

19 学校教育の推進

学校教育の充実を図るため、学校施設の整備等について、次の方策を講じること。

(1) 学校施設の改修等に対する財政措置及び規制緩和

- ① 学校施設の老朽化や機能更新への対応として、円滑に建替えや改修等を行うことができるよう、「学校施設環境改善交付金」の財源を十分確保するとともに、補助対象の要件拡充、地域の実情に即した単価への見直し等の財政措置を行うこと。

また、新築・増改築・改修事業に至った案件については、本体工事とは別に設計及び調査費用等に対する補助事業を新設すること。

- ② 建替えや大規模改修等に係る建築基準法上の規制緩和（周辺環境への十分な配慮を含む。）を行うこと。

(2) 義務教育に係る教材費や給食費等への財政措置

- ① 義務教育に係る教材費や行事費等については、物価高騰等により全国的に費用が増加していることから、国庫補助金による必要な財政支援を行うこと。
- ② 学校給食は、居住自治体や家庭の経済状況に関わらず、全ての児童生徒に等しく無償で提供されるべきものであることから、学校給食法を改正するとともに、国の負担において学校給食の無償化を進めること。

(3) 給付型奨学金制度の拡充

学ぶ意欲のある子どもが、十分な教育の機会を得ることができるよう、国の高等教育の無償化の更なる充実を行い、給付型奨学金の受給可能な世帯収入及び奨学金の上限額の拡充と、児童養護施設退所者や生活保護世帯出身の児童等、保護者からの支援が受けられない子どもへの奨学金の上乗せを実施すること。

(4) 不登校対応への財政支援の拡充

- ① スクールソーシャルワーカーの配置に係る費用に対する国庫補助金の補助割合を拡充すること。
- ② 教育支援センター（適応指導教室）に関する国庫補助金制度の補助対象を拡大するとともに、補助率を拡充すること。

＜要望事項別一覧＞

要 望 事 項		要望先省庁
1	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化	内 閣 府 総 務 省 財 務 省 文部科学省
2	行政のデジタル化の推進	内 閣 官 房 デジタル庁 総 務 省 法 務 省
3	外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備	法 務 省
4	子育て支援策の充実	こども家庭庁 文部科学省
5	児童相談所設置の促進	こども家庭庁
6	ホームレス自立支援策の充実	厚生労働省
7	障害者施策の充実	こども家庭庁 厚生労働省
8	介護保険制度の充実	厚生労働省
9	医療保険制度の充実	厚生労働省
10	予防接種の充実	厚生労働省
11	受動喫煙対策の強化	厚生労働省
12	保護司の活動支援	法 務 省
13	交通システムの整備促進	国土交通省
14	都市計画道路等の整備促進	国土交通省
15	都市インフラの改善	国土交通省
16	都市緑地の保全の推進	財 務 省 国土交通省
17	災害対策の充実	内 閣 府 国土交通省 環 境 省

要 望 事 項		要望先省庁
18	廃棄物処理対策の強化	経済産業省 環 境 省
19	学校教育の推進	文部科学省 国土交通省

＜要望先省庁別一覧＞

要望先省庁	要 望 事 項
内 閣 官 房	行政のデジタル化の推進
内 閣 府	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 災害対策の充実
こども家庭庁	子育て支援策の充実 児童相談所設置の促進 障害者施策の充実
デジタル庁	行政のデジタル化の推進
総 務 省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 行政のデジタル化の推進
法 務 省	行政のデジタル化の推進 外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備 保護司の活動支援
財 務 省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 都市緑地の保全の推進
文部科学省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 子育て支援策の充実 学校教育の推進
厚生労働省	ホームレス自立支援策の充実 障害者施策の充実 介護保険制度の充実 医療保険制度の充実 予防接種の充実 受動喫煙対策の強化
経済産業省	廃棄物処理対策の強化
国土交通省	交通システムの整備促進 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 都市緑地の保全の推進 災害対策の充実 学校教育の推進
環 境 省	災害対策の充実 廃棄物処理対策の強化